



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔その他告示〕

○雇用保険法施行規則第四条第一項第二号により雇用保険法を適用しない者を定める件(厚生労働一九二)

○保安林の指定をする件

(農林水産五三三〇五五六)

○特定水産資源(まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海)に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件(同五五七)

五 四

○道路に関する件 (関東地方整備局一六二、一六三) 都市計画に関する件 (同一六四、一六五) 道路に関する件 (北海道開発局三三三三三五)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔官庁報告〕

法務

公証人任免(法務省)

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示(中部運輸局最低賃金公示二)

〔公 告〕

諸事項

官庁

特定保険募集人の所在の確知等関係裁判所 相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

その他告示

○厚生労働省告示第九十二号

雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第四条第一項第二号の規定により、次に掲げるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、条例、規則等に基づいて支給を受けなければならない内容が、求職者給付及び就職促進給付の諸給付の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えるものと認められる者については、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)を適用しないことを承認したので告示する。

令和八年四月九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

○農林水産省告示第五百三十三号

千葉県競馬組合 農林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 鹿児島県出水市下大川内字内平三四六三の五

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 鹿児島県薩摩川内市都答院町上手字藤ヶ段六四三二の一、字宇都山六五三六の一、字下瀧六八七五の一、字城戸口六九四四の一、字後平六九九九の三、字漆ヶ段七〇三〇の二、字内木場七二〇一の五、字梨木平七五九二の一、七五九四の二、字徳沸七八六七の一、七八七〇の三、字六郎木七九〇七の一、字黒葛迫八〇二二の一、八〇二五の五、字片野八一四四の二、八一四九の一

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。

農林水産大臣 鈴木 憲和

○農林水産省告示第五百三十六号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 鹿児島県薩摩川内市青山町字滝下二〇五の一、五二〇五の五、都町字青山六九六七の一〇九、六九七七の一
 二 指定の目的 水源の涵養
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百三十七号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 鹿児島県薩摩川内市城上町字丸畑九一二五の一、九一二七、九一四二の一、九一四三の二、九一四四の三、九一四五の一、九一四六の四、九一四九、九一八七、九一九一、字瀬越九二〇四、九二一五、九二二〇の一
 二 指定の目的 水源の涵養
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百三十八号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 鹿児島県薩摩川内市陽成町字登尾八三四二、八三四三の四、八三四四の一、八三四四の三、八三五二の四
 二 指定の目的 水源の涵養
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百三十九号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 鹿児島県薩摩川内市城上町字柳迫二六〇七、二六二四の一、二六二四の二、二六四六、二六四六の二
 二 指定の目的 水源の涵養
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百四十号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 鹿児島県薩摩川内市田海町字冷水ヶ迫四二二九の一、字上石踊四三〇九、字銭塚四三三〇から四三三四二まで、四三三三の一、四三三三の二
 二 指定の目的 水源の涵養
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百四十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 鹿児島県鹿屋市祓川町四五八三（次の図に示す部分に限る。）
 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐は、択伐による。
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百四十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 鹿児島県肝属郡肝付町富山字下牧一二九三の一、一二九五の一、一二九五の二
 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐は、択伐による。
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百四十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 北海道釧路市（国有林）
 二 指定の目的 水源の涵養
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百四十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 北海道釧路市（国有林）
 二 指定の目的 水源の涵養
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百四十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字告字津吹二八二の五、二九五の三から二九五の五まで
 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 1 字津吹二八二の五・二九五の四・二九五の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百四十五号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木字丸岡三一〇の一九
 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 1 字丸岡三一〇の一九（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百四十六号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字湯浦字湯治二の三二（次の図に示す部分に限る。）
 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
 1 主伐は、択伐による。
 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百四十七号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 熊本県水俣市深川字ツジ八三三の一
 二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 1 字ツジ八三三の一（次の図に示す部分に限る。）
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。

二 指定の目的 土砂の流出の防備

○農林水産省告示第五百四十八号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 熊本県宇市立見字屋敷二四三、二四四、字宮ノ平ル三五二の一、字湯ノ谷五〇六の一
 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
 1 主伐は、択伐による。
 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百四十九号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字神瀬丁字平野一〇九三の二一
 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 1 字平野一〇九三の二一（次の図に示す部分に限る。）
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。

二 指定の目的 土砂の流出の防備

○農林水産省告示第五百五十号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 宮城県大崎市鳴子温泉字古戸前一二八の一
 二 指定の目的 水源の涵養
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百五十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和
 一 保安林の所在場所 宮城県大崎市鳴子温泉字古戸前一二八の一
 二 指定の目的 水源の涵養
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

二 指定の目的 土砂の流出の防備

○農林水産省告示第五百五十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 一 保安林の所在場所 宮城県栗原市一迫字鳴鉢 鰻沢三〇の一
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (次のとおり)は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百五十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 一 保安林の所在場所 岡山県真庭市本庄字八ンザケ谷一五一一三の二、一五一一三の九
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

○農林水産省告示第五百五十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 一 保安林の所在場所 岡山県新見市哲多町蚊家 字高日名二七八六の四
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (次のとおり)は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百五十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 一 保安林の所在場所 群馬県吾妻郡中之条町大字赤岩字広池一〇四八の四
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (次のとおり)は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び中之条町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百五十五号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 一 保安林の所在場所 群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田字大畑三〇二九、三〇三〇、三〇三三、三〇三四、三〇三八から三〇九一まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (次のとおり)は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び吉岡町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百五十六号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年四月九日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 一 保安林の所在場所 岩手県盛岡市上米内字畑井野一〇四の六・一〇四の三〇・一〇四の四一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇四の六、一〇四の三〇、一〇四の四一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 2 字畑井野一〇四の五（次の図に示す部分に限る。）、一〇四の六、一〇四の三〇、一〇四の四一
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第五百五十七号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びびごまさば太平洋系群、まさば及びびごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、またら本州日本海北部系群、またら北海道太平洋並びにまたら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。
 令和八年四月九日

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| まさば及びびごまさば太平洋系群、まさば及びびごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、またら本州太平洋北部系群、またら本州日本 | まさば及びびごまさば太平洋系群、まさば及びびごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、またら本州太平洋北部系群、またら本州日本 |

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

| | |
|---|---|
| <p>○東北地方整備局告示第七十八号</p> <p>次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。</p> <p>その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。</p> <p>令和八年四月九日</p> <p>道路の種類 一般国道</p> <p>路線名 百十三号</p> <p>道路の区域</p> <p>変更前 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>区 間</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>道路の種類 一般国道</p> <p>路線名 十八号</p> <p>道路の区域</p> <p>変更前 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>区 間</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>道路の種類 一般国道</p> <p>路線名 十八号</p> <p>道路の区域</p> <p>変更前 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>区 間</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> | <p>○東北地方整備局告示第七十八号</p> <p>次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。</p> <p>その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。</p> <p>令和八年四月九日</p> <p>道路の種類 一般国道</p> <p>路線名 百十三号</p> <p>道路の区域</p> <p>変更前 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>区 間</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>道路の種類 一般国道</p> <p>路線名 十八号</p> <p>道路の区域</p> <p>変更前 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>区 間</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> |
|---|---|

○東北地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月九日

道路の種類 一般国道

路線名 百十三号

道路の区域

変更前
敷地の幅員 延 長 備 考

後別
敷地の幅員 延 長 備 考

区 間

後別
敷地の幅員 延 長 備 考

道路の種類 一般国道

路線名 十八号

道路の区域

変更前
敷地の幅員 延 長 備 考

後別
敷地の幅員 延 長 備 考

区 間

後別
敷地の幅員 延 長 備 考

| | |
|--|--|
| <p>○東北地方整備局告示第七十八号</p> <p>次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。</p> <p>その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。</p> <p>令和八年四月九日</p> <p>道路の種類 一般国道</p> <p>路線名 十八号</p> <p>道路の区域</p> <p>変更前 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>区 間</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>道路の種類 一般国道</p> <p>路線名 十八号</p> <p>道路の区域</p> <p>変更前 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>区 間</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> | <p>○東北地方整備局告示第七十八号</p> <p>次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。</p> <p>その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。</p> <p>令和八年四月九日</p> <p>道路の種類 一般国道</p> <p>路線名 十八号</p> <p>道路の区域</p> <p>変更前 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>区 間</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>道路の種類 一般国道</p> <p>路線名 十八号</p> <p>道路の区域</p> <p>変更前 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> <p>区 間</p> <p>後別 敷地の幅員 延 長 備 考</p> |
|--|--|

○東北地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月九日

路線名 供 用 開 始 の 区 間

十 八 号 長野県埴科郡坂城町大字南条字下河原七五八番一六か 関東地方整備局及び同局長 野国道事務所

供用開始の期日 令和八年四月九日

○東北地方整備局告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月九日

一 施行者の名称 栃木県

二 都市計画事業の種類及び名称 日光都市計画道路事業三・四・十一号赤間々今中線、三・四・十二号今中森友線及び三・三・三三号豊田吉沢線

三 事業施行期間 自令和八年四月九日至令和十五年三月三十一日

四 事業地

取用の部分 栃木県日光市今市及び日光市蒨沢地内

使用の部分 なし

○東北地方整備局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月九日

一 施行者の名称 栃木県

二 都市計画事業の種類及び名称 令和四年関東地方整備局告示第七十八号宇都宮都市計画道路事業三・三・三三九一号おもちゃのまち下古山線

三 事業施行期間 自令和四年四月八日至令和十五年三月三十一日

四 事業地

取用の部分 令和四年関東地方整備局告示第七十八号の事業地のうち栃木県下都賀郡壬生町大字 壬生丁字六美及びおもちゃのまち一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分 なし

○北海道開発局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月九日

道路の種類 一般国道

路線名 二百三十五号及び二百三十七号

道路の区域

変更前
敷地の幅員 延 長 備 考

後別
敷地の幅員 延 長 備 考

区 間

後別
敷地の幅員 延 長 備 考

○北海道開発局告示第三十四号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和八年四月九日
 北海道開発局長 遠藤 達哉

(一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 二百三十五号
 (三) 道路の区域

間

変更前 敷地の幅員延長
 後 六四・六八〇・七〇〇・七二九

北海道勇払郡むかわ町花園二丁目一・二番から同町花園二丁目一・四番二まで

北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月九日
 北海道開発局長 遠藤 達哉

五 号 北海道磯谷郡蘭越町字田下一五六番六地先から同町字田下一五六番五まで

北海道虻田郡二七〇町字元町七七番一・二地内

供用開始の期日 令和八年四月九日

国会事項

衆議院

予算送付通知書受領

四月七日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和八年度一般会計予算
 令和八年度特別会計予算
 令和八年度政府関係機関予算

通知書受領

四月七日閣内閣から参議院議長から森議長宛、参議院は政治資金適正化委員会委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

政治資金適正化委員会委員
 野々上 尚 秋山修一郎 片山 泰宏
 大泉 淳一 森田 祐司

議案提出

四月七日内閣から提出した議案は次のとおりである。
 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）
 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）
 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

議決通知

四月七日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

令和八年度一般会計予算
 令和八年度特別会計予算
 令和八年度政府関係機関予算

また、同日本院は、政治資金適正化委員会委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

政治資金適正化委員会委員
 野々上 尚 秋山修一郎 片山 泰宏
 大泉 淳一 森田 祐司

報告書提出

四月七日委員長から次の報告書を提出した。

令和八年度一般会計予算、令和八年度特別会計予算及び令和八年度政府関係機関予算審査報告書

予算送付及び通知

四月七日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

令和八年度一般会計予算
 令和八年度特別会計予算
 令和八年度政府関係機関予算

辞令

参議院参事 加藤 誉憲
 庶務部議員課調査研究広報滞在費担当室長を命ずる（四月八日）

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程は、四月七日次のとおり議決された。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程
 参議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決）の一部を次のように改正する。
 「千二百十三人」を「千二百二十二人」に改める。

附則

- この規程は、令和八年四月七日から施行し、改正後の参議院事務局職員定員規程の規定は、同月一日から適用する。
- この規程による改正後の参議院事務局職員定員規程本則の規定にかかわらず、本則に規定する定員は、令和八年十一月三十日までの間は、千二百二十人とする。

人事異動

内閣

（大阪簡易裁判所判事・大阪地方裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事 松永 栄治

（大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事 横田 典子

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人北原一夫は願により公証人を免ぜられた。

坂本佳胤は公証人に任命され、東京法務局所属公証人北原一夫の後任を命ぜられた。（以上三月二十四日）

名古屋法務局所属公証人佐藤真弘は願により公証人を免ぜられた。

加島滋人は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人佐藤真弘の後任を命ぜられた。

金沢地方法務局所属公証人石原寿記は願により公証人を免ぜられた。

楠木伸生は公証人に任命され、金沢地方法務局所属公証人石原寿記の後任を命ぜられた。（以上三月三十日）

東京法務局所属公証人金子武志は願により公証人を免ぜられた。

河田泰常は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人谷山哲也の後任を命ぜられた。

大阪法務局所属公証人大野直樹は願により公証人を免ぜられた。

岡山地方法務局所属公証人吉波佳希は願により公証人を免ぜられた。

井上一成は公証人に任命され、岡山地方法務局所属公証人吉波佳希の後任を命ぜられた。(以上三月三十一日(法務省))

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

中部運輸局最低賃金公示第2号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第35条第3項及び第7項の規定に基づき、中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金(平成15年中部運輸局最低賃金公示第1号)、中部海上旅客運送業最低賃金(平成15年中部運輸局最低賃金公示第2号)、中部漁業(沖合底びき網)最低賃金(平成15年中部運輸局最低賃金公示第3号)及び中部漁業(大中型まき網)最低賃金(平成15年中部運輸局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令(昭和34年運輸省令第35号)第8条の規定により公示する。

令和8年4月9日

中部運輸局長 神谷 昌文

1. 中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第4項中「271,450円」を「284,950円」に、「255,000円」を「268,500円」に、「213,050円」を「228,050円」に、「203,750円」を「218,750円」に改める。
2. 中部海上旅客運送業最低賃金第4項中「264,700円」を「275,100円」に、「202,450円」を「213,250円」に改める。
3. 中部漁業(沖合底びき網)最低賃金第5項中「224,000円」を「235,000円」に改める。
4. 中部漁業(大中型まき網)最低賃金第5項中「226,000円」を「236,000円」に改める。

附則

この公示は、令和8年5月9日から効力を生ずる。



諸事項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法(平成7年法律第105号)第307条第2項の規定により、次のとおり公告する。

1. 下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は令和8年5月9日までに北海道財務局理財部金融監督第一課あて申し出をされたい。
2. 前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

[掲載順序]

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①21701004189②有限会社元町ボデー工業③中川 文子④北海道留萌市潮静2-4-10

令和8年4月9日

北海道財務局長 秋田 能行

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和8年(家)第186号

富山県富山市上本町7番7-1002号クレアホームズ富山上本町

申立人 柄崎 久義

本籍富山県南砺市才川七155番地、最後の住所富山県南砺市才川七155番地1、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日令和7年10月12日、出生の場所富山県西砺波郡福光町、出生年月日昭和5年2月16日、職業無職

被相続人 亡 堀 正子

富山県南砺市福光1195番地3、事務所富山県南砺市福光1625番地

相続財産清算人 司法書士 午房 秀雄

催告期間満了日 令和8年10月30日

富山家庭裁判所高岡支部

令和8年(家)第8025号

石川県小松市小馬出町91番地

申立人 小松市

本籍石川県小松市向本折町巳232番地、最後の住所石川県小松市向本折町巳232番地1、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日平成28年4月14日、出生の場所石川県能美郡苗代村、出生年月日昭和15年6月30日、職業不明

被相続人 亡 木田 俊二

石川県金沢市兼六元町11-5 ラフィーネ兼六1階 あおぞら共同法律事務所

相続財産清算人 田中 和樹

催告期間満了日 令和8年10月30日

金沢家庭裁判所小松支部

令和8年(家)第8026号

石川県小松市小馬出町91番地

申立人 小松市

本籍石川県加賀市片山津温泉乙69番地33、最後の住所石川県加賀市片山津温泉乙69番地の33、死亡の場所石川県加賀市、死亡年月日令和6年1月12日、出生の場所石川県能美郡苗代村、出生年月日昭和5年1月2日、職業不明

被相続人 亡 楠澤恵美子

石川県金沢市暁町1-42 金沢たけうち法律事務所

相続財産清算人 竹内 克昭

催告期間満了日 令和8年10月30日

金沢家庭裁判所小松支部

令和8年(家)第8078号

東京都世田谷区代沢4丁目5番1号 メゾン岡村303

申立人 新川 勝博

本籍石川県小松市本江町ヨ102番地、最後の住所石川県小松市本江町ヨ102番地1、死亡の場所石川県小松市、死亡年月日平成24年10月12日、出生の場所満州国興安東省、出生年月日昭和14年5月14日、職業無職

被相続人 亡 新川 澄夫

石川県小松市西町3番地 弁護士法人出口法律事務所

相続財産清算人 杉本 昌之

催告期間満了日 令和8年10月30日

金沢家庭裁判所小松支部

令和8年(家)第93号

岐阜市清本町8-11 シャルムサンライズ105

申立人 文 春子

本籍岐阜県各務原市成清町2丁目71番地、最後の住所岐阜県各務原市大野町3丁目187番地、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日令和6年11月26日、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和22年6月5日、職業無職

被相続人 亡 横山 和之

事務所岐阜市橋4丁目6番7号 鈴木ビル3階-4 U. I 総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 白井 俊治

催告期間満了日 令和8年10月19日

岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第7942号

名古屋市天白区平針1丁目101番地

申立人 ホワイトキャッスル平針VI管理組合 本籍名古屋市天白区平針1丁目101番地、最後の住所名古屋市天白区平針1丁目101番地

ホワイトキャッスル平針VI801号、死亡の場所名古屋市南区、死亡年月日令和6年10月19日、出生の場所福岡県門司市、出生年月日昭和33年6月25日、職業不明

被相続人 亡 山内 直樹

事務所名古屋市中区丸の内3-6-41 AMビル9階 陽明法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大前 智仁

催告期間満了日 令和8年10月19日

名古屋家庭裁判所

令和8年(家)第20027号

浜松市中央区舞阪町舞阪4429番地

申立人 山本 美子

本籍静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪2118番地の1の18、最後の住所浜松市中央区舞阪町舞阪2118番地の1の18、死亡の場所静岡県浜松市中央区、死亡年月日令和7年7月30日、出生の場所浜名郡舞阪町、出生年月日昭和34年1月2日、職業無職

被相続人 亡 西山 正

浜松市中央区志都呂町300番地の153

相続財産清算人 司法書士 小楠 展央

催告期間満了日 令和8年11月6日

静岡家庭裁判所浜松支部

令和8年(家)第3006号

静岡県周智郡森町森2101番地の1
申立人 森町長 太田 康雄
本籍静岡県周智郡森町一宮1035番地2、最後の住所静岡県周智郡森町一宮1035番地の2、死亡の場所静岡県周智郡森町、死亡年月日令和4年12月14日、出生の場所静岡県周智郡一宮村、出生年月日昭和28年3月1日、職業運送業
被相続人 亡 天野 順啓
静岡県浜松市中央区栄町2番地 石塚・村松法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村松 良
催告期間満了日 令和8年11月10日
静岡家庭裁判所掛川支部

令和8年(家)第70019号

東京都町田市山崎町2130番地6-11-305
申立人 森脇 昌代
本籍兵庫県加古郡稲美町加古679番地13、最後の住所兵庫県加古郡稲美町加古679番地の13、死亡の場所兵庫県加古郡稲美町、死亡年月日令和6年9月10日、出生の場所広島県庄原市、出生年月日昭和40年10月25日、職業会社員
被相続人 亡 森脇 一哉
事務所兵庫県姫路市飾磨区三宅1丁目74番地 八木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 八木 正晃
催告期間満了日 令和8年11月2日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第81422号

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号
申立人 枚方市
本籍大阪府枚方市茄子作4丁目17番、最後の住所大阪府枚方市茄子作4丁目17番8号、死亡の場所大阪府枚方市、死亡年月日令和6年10月1日、出生の場所南満洲撫順、出生年月日昭和3年5月23日、職業不明
被相続人 亡 藪木 三郎
大阪府中央区北浜2丁目6-11近鉄淀屋橋ビル2階
相続財産清算人 弁護士 新田 紀仁
催告期間満了日 令和8年11月19日
大阪家庭裁判所

令和8年(家)第1043号

和歌山市狐島401番地6
申立人 株式会社Moogle
本籍和歌山県和歌山市今福2丁目3番地、最後の住所和歌山県和歌山市今福2丁目8番25号、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日令和6年6月11日頃から20日頃までの間、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和22年3月28日、職業不明
被相続人 亡 小藤 壽夫
和歌山県有田市箕島33番地の1 紀州有田商工会議所ビル206号室 河原貴博司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 河原 貴博
催告期間満了日 令和8年11月19日
和歌山家庭裁判所

令和8年(家)第40018号

岩手県紫波郡紫波町大巻字桜田48番地
申立人 八重嶋権悅
本籍岩手県紫波郡紫波町大吠森字境111番地、最後の住所岩手県紫波郡紫波町大吠森字境111番地、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日令和7年12月21日、出生の場所岩手県紫波郡紫波町、出生年月日昭和29年8月22日、職業不詳
被相続人 亡 八重嶋 斎
事務所盛岡市内丸16番15号 内丸ビル4階 藤田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤田 治彦
催告期間満了日 令和8年11月5日
盛岡家庭裁判所

令和8年(家)第3012号

茨城県笠間市笠間1466番地1
申立人 國井 昭男
本籍茨城県筑西市甲214番地、最後の住所茨城県筑西市吉田640番地1 特別養護老人ホームひまわり苑本館、死亡の場所茨城県筑西市、死亡年月日令和7年5月15日、出生の場所茨城県下館市、出生年月日昭和25年4月12日、職業無職
被相続人 亡 滝田 保
事務所茨城県笠間市笠間1466番地1
相続財産清算人 司法書士 國井 昭男
催告期間満了日 令和8年11月2日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和8年(家)第20029号

群馬県前橋市六供町2丁目50番地43
申立人 あかぎ信用組合
本籍群馬県前橋市六供町1436番地3、最後の住所群馬県前橋市下川町20番地11、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日令和6年12月23日、出生の場所群馬県甘楽郡南牧村、出生年月日昭和16年5月12日、職業会社役員
被相続人 亡 石井 幸男
事務所群馬県前橋市石倉町4-7-11 奈良法律事務所
相続財産清算人 弁護士 奈良 浩樹
催告期間満了日 令和8年10月28日
前橋家庭裁判所

令和7年(家)第914号

さいたま市浦和区大東3丁目34番17号
申立人 櫻井 康平
本籍千葉県松戸市牧の原7番地2、最後の住所埼玉県草加市谷塚1丁目26番14-204号、死亡の場所埼玉県草加市、死亡年月日令和4年8月推定1日から10日までの間、出生の場所東京都豊島区、出生年月日昭和27年8月18日、職業不明
被相続人 亡 加藤 昇
埼玉県越谷市赤山本町4番1号ヨネビルディング7階 横家豪法律事務所
相続財産清算人 横家 豪
催告期間満了日 令和8年11月9日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和8年(家)第70043号

東京都江東区大島3丁目1番3号
申立人 東京都江東区税務所長
本籍東京都新宿区四谷4丁目16番地、最後の住所東京都江東区毛利1丁目8番1-1607号、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日推定令和6年9月5日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和37年5月9日、職業不明
被相続人 亡 太田 將史
事務所東京都新宿区新宿6丁目28番8号ラ・ベルティ新宿10階 渡邊洋法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡邊 洋
催告期間満了日 令和8年10月31日
東京家庭裁判所

令和8年(家)第90182号

東京都府中市押立町1丁目12番地の3
申立人 株式会社NCA
本籍東京都三鷹市野崎2丁目5番、最後の住所東京都三鷹市大沢1丁目1番41号、死亡の場所東京都三鷹市、死亡年月日令和8年1月11日、出生の場所東京府北多摩郡三鷹町、出生年月日昭和18年1月3日、職業無職
被相続人 亡 佐藤 一男
事務所東京都八王子市子安町3丁目7番2号 パインハイム ひだまり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 池田 匡和
催告期間満了日 令和8年10月20日
東京家庭裁判所立川支部

令和8年(家)第7029号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
本籍沖縄県うるま市勝連浜53番地、最後の住所川崎市川崎区小川町10番地6 メゾンエスペランス 501、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和5年7月5日、出生の場所沖縄県那覇市、出生年月日昭和45年10月7日、職業防水工事業
被相続人 亡 津嘉山健次
川崎市川崎区東田町2番地11 大谷加工川崎大通りビル3階 あおい川崎法律事務所
相続財産清算人 弁護士 尾上 博紀
催告期間満了日 令和8年11月5日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第5216号

神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号
申立人 逗子市長 桐ヶ谷 覚
本籍東京都港区白金台3丁目101番地、最後の住所神奈川県逗子市久木8丁目14番40号、死亡の場所神奈川県逗子市、死亡年月日令和6年8月13日頃、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和35年10月11日、職業不明
被相続人 亡 坂元 隆
事務所神奈川県横須賀市日の出町1丁目8番地大和土地建物第3ビル401A
相続財産清算人 弁護士 大友 朋子
催告期間満了日 令和8年10月26日
横浜家庭裁判所横須賀支部

令和8年(家)第7056号

名古屋市中区錦1丁目11番20号 平和不動産
名古屋伏見ビル9階 南館・北川・木村法律事務所

申立人 不在者査掛喜久子財産管理人 武田 鉄平

本籍名古屋市南区浜田町3丁目102番地3、最後の住所名古屋市南区浜田町3丁目102番地の3、死亡の場所名古屋市南区、死亡年月日令和3年2月21日から28日までの間、出生の場所名古屋市南区、出生年月日昭和31年3月1日、職業ピアノ教室講師

被相続人 亡 査掛喜久子

事務所名古屋市中区錦1丁目11番20号 平和不動産名古屋伏見ビル9階 南館・北川・木村法律事務所

相続財産清算人 弁護士 武田 鉄平

催告期間満了日 令和8年10月30日

名古屋家庭裁判所

令和8年(家)第30009号

広島県福山市寺町9番11号ディックスビル202号

申立人 上野 彰大

本籍広島県府中市府中町190番地2、最後の住所広島県福山市新市町大字戸手842番地、死亡の場所広島県府中市、死亡年月日令和7年12月3日、出生の場所広島県芦品郡府中町、出生年月日昭和8年3月20日、職業無職
被相続人 亡 山崎恵美子

広島県福山市寺町9番11号ディックスビル202号上野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上野 彰大

催告期間満了日 令和8年10月31日

広島家庭裁判所福山支部

令和8年(家)第1035号

高知市行川434番地

申立人 村田 友和

本籍高知県高知市春野町弘岡中654番地2、最後の住所高知市上町1丁目7番34号上町病院、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令

和7年12月20日、出生の場所高知県吾川郡弘岡中ノ村、出生年月日昭和12年12月15日、職業無職

被相続人 亡 古谷 榮子

事務所高知市朝倉横町26番22号S Tハウス1階

相続財産清算人 司法書士 森田 銀次

催告期間満了日 令和8年11月6日

高知家庭裁判所

令和8年(家)第40032号

北海道恵庭市有明町3丁目1番1号

申立人 國廣 チヨ

本籍北海道恵庭市有明町3丁目468番地、最後の住所北海道恵庭市柏木町2丁目8番1ー205号、死亡の場所北海道恵庭市、死亡年月日令和7年9月14日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和43年5月1日、職業会社員

被相続人 亡 成田 勝英

事務所札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル5階富岡法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山崎 未希

催告期間満了日 令和8年11月20日

札幌家庭裁判所

令和8年(家)第40042号

札幌市中央区北1条西2丁目

申立人 札幌市

本籍北海道札幌市東区北8条東1丁目2番地、最後の住所札幌市清田区平岡10条2丁目15番2号、死亡の場所北海道札幌市清田区、死亡年月日令和2年12月9日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和18年12月26日、職業不明

被相続人 亡 山下 藤郎

事務所札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル3階 伊東・實重法律会計事務所

相続財産清算人 弁護士 實重 洋祐

催告期間満了日 令和8年11月19日

札幌家庭裁判所

令和8年(家)第114号

茨城県かすみがうら市宍倉2491番地1

申立人 菱沼 恵美

本籍茨城県行方市小幡1392番地6、最後の住所茨城県行方市小幡1392番地6、死亡の場所茨城県土浦市、死亡年月日令和7年8月16日、出生の場所茨城県行方郡北浦村、出生年月日昭和22年6月14日、職業養豚業

被相続人 亡 加納 健二

茨城県神栖市平泉東1丁目64番182号ミヨヒコビル2階あやめ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 作井 崇

催告期間満了日 令和8年11月1日

水戸家庭裁判所麻生支部

令和7年(家)第80607号

群馬県前橋市本町2丁目12番6号

申立人 株式会社東和銀行

本籍埼玉県上尾市小泉5丁目24番地10、最後の住所埼玉県上尾市小泉5丁目24番地10、死亡の場所埼玉県さいたま市中央区、死亡年月日令和7年1月3日、出生の場所埼玉県上尾市、出生年月日昭和23年3月23日、職業会社役員

被相続人 亡 金井塚正良

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町7ー12ー1東和ビル4階埼玉総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 南木 ゆう

催告期間満了日 令和8年11月5日

さいたま家庭裁判所

令和8年(家)第30084号

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

申立人 株式会社三井住友銀行

本籍千葉県千葉市中央区東千葉1丁目3番、最後の住所千葉市中央区東千葉1丁目3番1棟708号、死亡の場所千葉県千葉市稲毛区、死亡年月日令和7年4月8日、出生の場所東京府東京市大森区、出生年月日昭和13年1月26日、職業無職

被相続人 亡 和田 守章

事務所千葉市中央区中央4丁目8番8号日進ビル7階 あおぼの風法律事務所

相続財産清算人 弁護士 名雪 圭亮

催告期間満了日 令和8年10月26日

千葉家庭裁判所

令和8年(家)第30018号

千葉県柏市柏6丁目9番9号 かしわ司法書士事務所

申立人 稲垣 典子

本籍千葉県柏市大塚町1545番地、最後の住所千葉県柏市宿連寺422番地9、死亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日令和7年12月10日、出生の場所東京市浅草区、出生年月日昭和4年4月8日、職業無職

被相続人 亡 安藤富士子

事務所千葉県柏市中央町2ー1 柏センタービル4階 柏グリーン法律事務所

相続財産清算人 弁護士 秋谷 圭太

催告期間満了日 令和8年11月24日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和8年(家)第70052号

東京都新宿区四谷1丁目20番地玉川ビル3階 弁護士法人東京フレックス法律事務所

申立人 富田 烈

本籍東京都世田谷区太子堂2丁目273番地、最後の住所東京都世田谷区上馬5丁目18番6号、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和7年11月26日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和34年9月20日、職業無職

被相続人 亡 茂木かおる

事務所東京都豊島区南池袋2丁目33番6号佐藤ビルディング6階東京はやぶさ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 杉岡 麻子(戸籍上の氏馬場)

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

令和8年(家)第70419号

神奈川県横浜市神奈川区片倉3ー7ー12ー102

申立人 高野 幹也

本籍東京都品川区西大井1丁目5420番地、最後の住所東京都品川区西大井6丁目10番27号ヒルサイドW303、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日令和8年1月23日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和37年9月3日、職業会社経営者

被相続人 亡 太田 太

事務所東京都千代田区大手町1ー8ー1KD DI大手町ビル19階 ときわ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 浅沼 雅人

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第41080号

秋田県大仙市太田町斉内字上斉内8番地2
申立人 小松 亜紀子
本籍秋田県大仙市太田町斉内字上斉内8番地2、最後の住所横浜市南区清水ヶ丘238番地1コンフォール清水ヶ丘4号棟104号、死亡の場所神奈川県横浜市鶴見区、死亡年月日令和7年9月2日、出生の場所北海道広尾郡忠類村、出生年月日昭和30年1月6日、職業不動産賃貸業
被相続人 亡 小松 清隆
事務所横浜市中区山下町223-1NU関内ビル4階
相続財産清算人 弁護士 今井 史郎
催告期間満了日 令和8年11月12日
横浜家庭裁判所

令和8年(家)第40146号

神奈川県鎌倉市材木座5丁目1番7号
申立人 相羽由美子
本籍神奈川県鎌倉市由比ガ浜3丁目228番地、最後の住所神奈川県鎌倉市材木座5丁目1番7号第2相羽荘101号、死亡の場所神奈川県鎌倉市、死亡年月日令和7年8月13日、出生の場所神奈川県鎌倉市、出生年月日昭和38年5月1日、職業不明
被相続人 亡 岡村 健一
事務所横浜市中区太田町1-4-2関内川島ビル4階
相続財産清算人 弁護士 小山 昌人
催告期間満了日 令和8年11月12日
横浜家庭裁判所

令和8年(家)第40148号

東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍神奈川県横浜市金沢区六浦3丁目20番、最後の住所横浜市金沢区六浦町3丁目20番2-504号、死亡の場所神奈川県横浜市泉区、死亡年月日令和7年3月4日、出生の場所栃木県鹿沼市、出生年月日昭和35年9月13日、職業不明
被相続人 亡 齋藤 一彦
事務所横浜市中区南仲通3-35横浜エクスレントⅢ4階A2
相続財産清算人 弁護士 櫻井みぎわ
催告期間満了日 令和8年11月12日
横浜家庭裁判所

令和8年(家)第3047号

神奈川県厚木市長谷1394番地14
申立人 仲井 雅光
本籍神奈川県厚木市愛名52番地、最後の住所神奈川県厚木市愛名661番地1、死亡の場所神奈川県厚木市、死亡年月日令和7年12月3日、出生の場所不明、出生年月日昭和3年4月30日、職業無職
被相続人 亡 青木みよ子
事務所神奈川県厚木市中町3丁目13番8号アイリス・ヴェール801 相州法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大谷 優樹
催告期間満了日 令和8年11月12日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第15199号

新潟市中央区下大川前通四ノ町2230番地-212号
申立人 伊藤里香代
本籍新潟県新潟市西区平島653番地5、最後の住所新潟市西区平島653番地5、死亡の場所新潟県新潟市西区、死亡年月日平成27年11月30日、出生の場所新潟県西蒲原郡坂井輪村、出生年月日昭和22年6月25日、職業無職
被相続人 亡 前田 英男
事務所新潟市中央区西堀通六番町866番地NEX T21 11階藤田善六法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤田 俊治
催告期間満了日 令和8年10月30日
新潟家庭裁判所

令和8年(家)第9042号

静岡県沼津市共栄町14番地の3福信第2ビル1階
申立人 一杉 泰博
本籍静岡県沼津市柳町7番、最後の住所静岡県沼津市足高24番地の24特別養護老人ホーム炉暖の郷、死亡の場所静岡県沼津市、死亡年月日令和5年1月29日、出生の場所静岡県田方郡土肥町、出生年月日昭和3年1月24日、職業不明
被相続人 亡 伊藤つや子
静岡県沼津市共栄町14番地の3福信第2ビル1階
相続財産清算人 一杉 泰博
催告期間満了日 令和8年10月31日
静岡家庭裁判所沼津支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第319号

千葉県成田市水の上964番地2
申立人 座間 英幸
本籍千葉県成田市西三里塚1番地71、最後の住所千葉県成田市松崎1647番地1第7エビスコーポ208
不在者 座間 昇
昭和21年7月6日生
届出期間満了日 令和8年7月27日
千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年(家)第2618号

東京都港区赤坂6-5-10赤坂氷川町レジデンス1406
申立人 平本 相武
国籍朝鮮、最後の住所東京都小平市小川町1丁目700
不在者 尹 茂幹
西暦1951年11月26日生
届出期間満了日 令和8年7月24日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第5185号

新潟市南区大通南4丁目59番地
申立人 堀澤 朝子
本籍新潟県魚沼市下新田17番地6、最後の住所新潟県長岡市北山2丁目62番地2コーポハセガワ102号
不在者 平澤 利行
昭和37年12月24日生
届出期間満了日 令和8年8月10日
新潟家庭裁判所長岡支部

令和8年(家)第9号

高松市国分寺町福家甲2683番地23
申立人 佐藤 雅博
本籍新潟県佐渡市沢根五十里1046番地、最後の住所不明
不在者 高野 作藏
明治29年1月5日生
届出期間満了日 令和8年7月31日
新潟家庭裁判所佐渡支部

令和8年(家)第10号

高松市国分寺町福家甲2683番地23
申立人 佐藤 雅博
本籍新潟県佐渡市沢根五十里1046番地、最後の住所不明
不在者 高野由太郎
明治26年3月6日生
届出期間満了日 令和8年7月31日
新潟家庭裁判所佐渡支部

令和7年(家)第686号

兵庫県加古川市別府町別府981番地の8
申立人 尾崎喜美子
本籍兵庫県加古川市別府町別府981番地8、最後の住所兵庫県加古川市別府町別府981番地の8
不在者 尾崎 智之
昭和44年5月28日生
届出期間満了日 令和8年7月31日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和8年(家)第10号

兵庫県加東市天神651番地2
申立人 木下 文雄
本籍兵庫県加東市天神462番地、最後の住所兵庫県加東市天神651番地2
不在者 木下 克巳
昭和38年3月22日生
届出期間満了日 令和8年8月7日
神戸家庭裁判所社支部

失踪宣告取消**令和7年(家)第1678号**

本籍愛媛県松山市南持田町85番地、住所札幌市中央区南29条西11丁目5-26ローヤルハイツ南29条301号室
申立人(失踪者) 立花 壽女
昭和35年10月11日生
令和8年3月24日失踪宣告取消審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第60号

静岡県葵区松富2丁目5番17号 パルブニールA201

債務者 株式会社Leap

代表者代表取締役 野崎 匡志

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 秀世
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前11時50分

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第11号

富山県黒部市生地中區58番地

債務者 有限会社エムテックス宝田

代表者取締役 宝田知恵子

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小路 泰彦
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午後2時

富山地方裁判所魚津支部

令和8年(フ)第326号

名古屋市区楠1丁目214番地

債務者 有限会社ディスプレイアドヴァンス

代表者取締役 伊藤 隆弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小笠原 佑
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午後1時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第103号

徳島県小松島市中田町字千代ヶ原17番地9

債務者 株式会社田村製作所

代表者代表取締役 田村 久生

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹原 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月2日午前11時30分

徳島地方裁判所民事部

令和8年(フ)第655号

神奈川県三浦市南下浦町菊名1089番18

債務者 株式会社m-f o l k s

代表者代表取締役 宮浦 準

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 和田 真美
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月14日午後2時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第145号

新潟県五泉市東本町一丁目3001番地1

債務者 ファインレーベル株式会社

代表者代表取締役 加藤 昌俊

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 崇
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午前11時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所民事部

令和8年(フ)第143号

新潟市中央区柳島町三丁目26番地1

債務者 社会福祉法人柳都倶楽部

代表者理事長 高橋 有紀

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午前9時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊池 淳哉
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午前10時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所民事部

令和8年(フ)第29号

新潟県新発田市豊町一丁目5番20号

債務者 株式会社高山鉄工所

代表者代表取締役 高山 勇二

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水内 基成
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午前10時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所新発田支部

令和8年(フ)第100号

仙台市宮城野区原町4丁目2番14号

債務者 株式会社ヤイクスマネジメント

代表者代表取締役 門脇ちづる

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齋藤 耕平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月29日午後2時

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年(フ)第26号

岐阜県大垣市東外側町1丁目25番地

債務者 株式会社昭和不動産

代表者代表取締役 吉倉和比古

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鷺見 和人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月29日午後1時30分

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第29号

京都府京丹後市峰山町長岡380番地の12

債務者 株式会社野村開発

代表者代表取締役 野村 直史

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤居 弘之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月30日午前10時

京都地方裁判所宮津支部

令和8年(フ)第278号

京都市北区紫野西泉堂町6番3号1F

債務者 株式会社アンフィニソレイユ

代表者代表取締役 小林 慎吾

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 玉村 匡
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月1日午後1時30分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年(フ)第1242号

京都府京田辺市大住池島6番地6

債務者 ジャパント株式会社

代表者代表取締役 藤島 兼光

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 芳之内大輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月2日午後1時50分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3393号

横浜市都筑区勝田南1丁目12番3号

債務者 株式会社泰進商会

代表者代表取締役 浅見健一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹本 香織
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月6日午後1時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3394号

横浜市都筑区勝田南1丁目12番3号

債務者 株式会社泰進

代表者代表取締役 浅見健一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹本 香織
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月6日午後1時30分

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第31号

三重県鈴鹿市矢橋2丁目5番2号

債務者 市川 龍郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中西 正洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月8日午前11時

津地方裁判所破産係

令和8年(フ)第57号

高知市旭町3丁目83番地1
債務者 株式会社ぬ・り・え
代表者代表取締役 大塚 尚子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大塚 丈
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月8日午後1時30分
高知地方裁判所破産係

令和8年(フ)第58号

北海道深川市四条11番5号
債務者 有限会社かねさ芥藤商店
代表者代表取締役 齋藤 雅

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井 将平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月9日午後2時30分
旭川地方裁判所民事部

令和8年(フ)第59号

北海道深川市四条11番5号
債務者 株式会社いづの
代表者代表取締役 齋藤 雅

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井 将平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月9日午後2時30分
旭川地方裁判所民事部

令和8年(フ)第47号

新潟県長岡市喜多町1042番地1
債務者 株式会社ウイング
代表者代表取締役 佐藤 康夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 俊介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月14日午前11時30分
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和8年(フ)第58号

北海道函館市末広町10番12号
債務者 株式会社博善社
代表者代表取締役 小泉 康祐

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 俊一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月15日午前10時
函館地方裁判所

令和7年(フ)第182号

長野県松本市大字新村2508-3
債務者 合同会社PEACE KEEPER
代表者代表社員 金井 優哉

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩野 悠子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月28日午前11時
長野地方裁判所松本支部

令和8年(フ)第702号

名古屋市長久区大喜新町3丁目3番地の1
債務者 株式会社水野商店
代表者代表取締役 水野 靖

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 名越 陽子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月29日午後3時
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第1307号

大阪府平野区長吉出戸6丁目13番31号
債務者 株式会社KBC
代表者代表取締役 吉田 由彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹藪 豊
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第17号

鹿児島県大島郡知名町大字田皆2232番地、前住所鹿兒島県大島郡和泊町大字国頭1260番地
債務者 作田エリカ

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 敏徳
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後2時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

令和8年(フ)第36号

宮城県石巻市流留字五性橋3番地1 アーバンハウス五性橋102号
債務者 近藤 健一

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 真儀
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午前10時35分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和8年(フ)第12号

福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈832番地6 日ノ隈団地2-13号、前住所福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命660番地21
債務者 川原 正

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西村 尚志
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第192号

青森県黒石市ちとせ2丁目29番地
債務者 三浦 明子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山川 理宏
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月29日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和8年(フ)第8号

神奈川県秦野市今泉1015番地の5 シェルフオーレ 205号
債務者 坂東 律子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 東島 貴幸

- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月30日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年(フ)第85号

神奈川県厚木市栄町1丁目14番16-202号
債務者 瀬河地恵子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀬戸 崇文
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月15日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年(フ)第147号

神奈川県平塚市袖ヶ浜20番46-403号 オハナ平塚袖ヶ浜
債務者 芳野 嗣佳

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大森 淳
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月30日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年(フ)第148号

神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷5丁目19番地2 グラスコートC105
債務者 芳野 徹夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大森 淳
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月30日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年(フ)第359号

愛知県常滑市飛香台1丁目11番地12、住民票上の住所愛知県常滑市白山町6丁目82番地
債務者 宮島 豊

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 信彦
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月30日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月16日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第60号

三重県四日市市波木が丘町23番地15、前住所神奈川県茅ヶ崎市中海岸3丁目10番3号 V17コリビングハウスR茅ヶ崎103号室
債務者 齋藤 心咲

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 一川 敬司
- 4 破産債権の届出期間 令和8年6月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月3日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和8年(フ)第20号

千葉県茂原市北塚947番地102、前住所千葉県茂原市北塚1195番地27
債務者 新條 正己

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村山 直
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月1日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和8年(フ)第17号

長野県伊那市ますみヶ丘1095番地37
債務者 小谷部和徳

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 唐澤 拓夫

- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月1日午後1時30分

- 6 免責意見申述期間 令和8年6月24日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和8年(フ)第185号

岡山市北区今四丁目4番27号 メゾンOGO A101、旧住所岡山市南区米倉71番地3

- 債務者 中田 俊彦
- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前11時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 種田 蘭子
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年6月1日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午前10時30分
 - 6 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第36号

奈良県生駒市新旭ヶ丘15番4号
債務者 CINNAMON BARK COFFEEこと 木場 昭人

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 育司
- 4 破産債権の届出期間 令和8年6月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月6日午前10時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月22日まで
奈良地方裁判所破産係

令和8年(フ)第327号

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪63番地5 タウンコート諏訪C-101

- 債務者 伊藤 隆弘
- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 小笠原 佑
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午後1時30分
 - 6 免責意見申述期間 令和8年6月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第7号

名古屋市南区明治1丁目24番10号 グラン・コート内田橋101号
債務者 紺野 貴靖

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山下 陽子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月9日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月25日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第458号

東京都東村山市富士見町2丁目1番地3万寿園

- 債務者 田村 武一
- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 富田 隼
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月27日午前10時45分
 - 6 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第398号

東京都町田市三輪町470番地1グリーンハイムヴェア斉藤101

- 債務者 池末 玲
- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 井上 明子
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月3日午前11時30分
 - 6 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第171号

川崎市宮前区菅生ヶ丘19番13号

- 債務者 渡邊 広隆
- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 川村 篤志

- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月9日午前10時20分

- 6 免責意見申述期間 令和8年6月8日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第739号

相模原市緑区大島1752 相和病院 5病棟内、住民票上の住所相模原市緑区三ヶ木348番地1

- 債務者 山内 朋也
- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 根岸小百合
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月10日午後3時
 - 6 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(フ)第113号

相模原市南区上鶴間本町5丁目28-207号

- 債務者 古市 達宏
- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後4時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 脇澤 奏江
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月10日午後2時45分
 - 6 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(フ)第96号

静岡県磐田市見付1871番地1 コーポバレーガA-101、前住所静岡県磐田市一言3003番地2

- 債務者 角井材木店こと 村越 正義
- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 鈴木 悠太
 - 4 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月9日午後2時30分
 - 6 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年(フ)第483号

東京都八王子市小宮町932番地サンケーコーポ小宮Ⅱ301号
債務者 羽鳥 心優

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田原 遊太
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月11日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第535号

横浜市神奈川区神奈川2丁目11番地21 エストゥールスプラス東神奈川401号
債務者 大江 弘華

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内山 浩人
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月18日午後2時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月11日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第15号

長野県佐久市御馬寄228番地1
債務者 角地 慎一

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 美紀
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月8日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月24日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和8年(フ)第23号

静岡県富士市松岡1643番地の5
債務者 木口 康洋

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 里和 唯
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月25日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和8年(フ)第448号

東京都三鷹市下連雀4丁目5番9号スパローハウス102
債務者 高瀬 勝

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原田 真
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月25日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第2120号

東京都武蔵村山市三ツ藤2丁目53-4
債務者 一ノ瀬正宏

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊崎健太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月26日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3395号

横浜市都筑区勝田南1丁目12番3号
債務者 浅見健一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹本 香織
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月6日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月29日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3396号

横浜市都筑区勝田南1丁目12番3号
債務者 浅見 宏枝

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹本 香織
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月6日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月29日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第1999号

東京都豊島区西池袋2丁目34-8-202、住民票上の住所東京都江戸川区南葛西4丁目17-3 クレバール002
債務者 小林 弘幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅野 百合
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月2日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年7月2日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2067号

東京都北区西ヶ原1丁目50-6
債務者 本島正二郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 経田 晃久
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月2日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年7月2日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2068号

東京都北区西ヶ原1丁目50-6
債務者 本島 織恵

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 経田 晃久
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月2日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年7月2日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第484号

東京都東大和市桜が丘4丁目286番地の1 ヌゾン・ド・アムール203号
債務者 遠藤 治勇

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今浦 啓

- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月10日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年7月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第110号

神奈川県座間市小松原1丁目27番20-2号、住民票上の住所横浜市旭区白根2丁目9番1-422号
債務者 今村 太一

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清水 恒明
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月14日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年7月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(フ)第467号

東京都三鷹市牟礼4丁目22番18号ハイツムサシノW201
債務者 河村 真也

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 弘子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月15日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年7月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第2035号

埼玉県さいたま市見沼区大字東新井481-1-102
債務者 中瀬 浩之

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 朝田規与至
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年9月14日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年9月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第220号

東京都福生市大字福生2234番地33アネックス
福生202号室
債務者 上野 良太

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 末次 弘明
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月27日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第2688号

横浜市金沢区釜利谷東1丁目11番17号 サン
プラザ金沢文庫201
債務者 高橋 文代

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤本 創吉
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月8日午後2時50分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第12号

富山県黒部市生地中区58番地
債務者 實田知恵子

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小路 泰彦
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年6月24日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月17日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和8年(フ)第56号

千葉県山武市松尾町本水深926番地5
債務者 相川 芳広

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田 知也

- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月6日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月29日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年(フ)第85号

静岡県伊豆の国市御門80番地の25
債務者 山本 佳央

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉本喜三郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年7月3日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和8年7月2日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年(フ)第1号

鹿児島県枕崎市国見町751番地
債務者 渡 利雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西 選子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和8年(フ)第140号

北九州市小倉南区徳力団地103番104号、前住
所北九州市八幡西区八千代町1番30—702号
債務者 建設業佐野組こと 佐野 和義

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 浩司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第141号

北九州市小倉南区徳力団地103番104号、前住
所北九州市八幡西区八千代町1番30—702号
債務者 佐野 瑞子

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 浩司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第153号

北九州市門司区東新町2丁目11番30—508号
債務者 入尾 敦貴

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤野 奈美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第158号

北九州市小倉南区南方3丁目17番5—201号、
前住所北九州市小倉南区蛸田若園3丁目1番
3号(110)
債務者 J. A. S. Hこと 波多野翔太

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 耕作
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第77号

北九州市小倉北区泉台1丁目15番7号(イ
ル・ヴィアールII C201)
債務者 椿 正子

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小宮 香織
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第68号

京都府亀岡市千代川町高野林西田11番地1
債務者 松田 典晃

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高木 野衣

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和8年(フ)第99号

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川832番地2、
前住所埼玉県坂戸市大字新堀119番地9
債務者 市川 智史

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西里 壮史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第523号

横浜市港南区下永谷4丁目1番5—304号
債務者 徳 龍希

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 尚敬
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第585号

大阪市西成区天下茶屋1丁目11番8号 W i
n d B e l l 天下茶屋 202号
債務者 服部 優希

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 佳子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第410号

岡山県倉敷市西富井686番地9
債務者 佐藤 有子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大林 建太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月25日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年(フ)第33号

岡山県倉敷市生坂191番地
債務者 入江 信義

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 健吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月2日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年(フ)第287号

横浜市南区中村町3丁目211番地 横浜市中
中央浩生館
債務者 中山 廉

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小澤 珠美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第80号

福岡県うきは市吉井町千年187-3、住民票
上の住所福岡県久留米市田主丸町中尾1040番
地
債務者 永松 剛亮

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大友 圭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月22日午後1時35分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第180号

埼玉県戸田市中町1丁目27番地の11
債務者 野村外和子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池本 誠司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第1205号

大阪府松原市天美西3丁目3番22号
債務者 永田 慎弥

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西 祐亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第38号

宮城県石巻市向陽町3丁目25番10号 ペイサ
イドヒルズA号
債務者 藤田 徹

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小泉 清則
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第214号

茨城県猿島郡境町大字若林413番地、住民票
上の住所茨城県猿島郡境町大字若林410番地
債務者 川上 淳

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 栗山 学
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年8月25日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和8年(フ)第60号

山梨県甲府市上阿原町1239番地2 ハイッ
JIN A201
債務者 古宿 一志

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 甲光 俊一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月1日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第159号

大阪府泉大津市東助松町1丁目2番22号
債務者 尾鼻 憲

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 道雄

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月13日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第559号

岡山市中区関305番地6 鳥城コーポC-
106、旧住所岡山県赤磐市桜が丘東3丁目3
番地228
債務者 福本 知則

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 南 和成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月15日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第153号

岡山県瀬戸内市長船町西須恵1023番地2
債務者 永峯 龍太

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安田 祐介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月14日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第228号

広島市安芸区中野東6丁目17番20-104号
債務者 草田 浩之

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀧川 智昭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月23日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第32号

兵庫県明石市北王子町2番44号
債務者 和田 哲弥

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中森真紀子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月23日午後1時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第2346号

埼玉県蕨市南町4丁目21番1号 ほうさくハ
イツ502号
債務者 鈴木 健介

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久世 暁美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第127号

兵庫県加古川市平岡町二俣451番地の1 サ
ンコートFK205号
債務者 生柄 清孝

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中木 基裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月26日午後1時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年(フ)第521号

横浜市瀬谷区瀬谷1丁目30番地5 タマハウ
ス204
債務者 松本 知也

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福下 博詞
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月4日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第4287号

大阪市西淀川区歌島1丁目13番18号 Ri o
ra塚本I 503号室
債務者 加藤 桃子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 只野 弘憲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1092号

大阪市平野区加美東5丁目2番39号
債務者 太田 修二

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒井 淳平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第2074号

埼玉県北本市本町6丁目52番地 本町マンション103
債務者 菊地 未花

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 窪 和隆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月22日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月8日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第2235号

埼玉県川口市大字道合563番地の15 パークヒルズ川口102号
債務者 吉田 一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大兼 将弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月22日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月8日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第981号

大阪市西成区長橋1-9-1-405、住民票上の住所大阪府泉大津市曾根町2丁目2番41-306号
債務者 諸石 夢斗

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 壽 和哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月22日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月8日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第9号

山形県鶴岡市上清水甲386番地
債務者 石田 美雪

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 静香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月22日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月12日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和8年（フ）第10号

金沢市森山2丁目12番12号 イースティ森山303号室、住民票上の住所金沢市玉川町10番33号
債務者 高木 康行

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村井 充
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月19日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月12日まで
金沢地方裁判所民事部

令和8年（フ）第370号

さいたま市大宮区寿能町2丁目150番地3、旧住所さいたま市浦和区北浦和1丁目6番15-201号
債務者 木村 高大

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桑原 勇太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月29日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月15日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第390号

さいたま市南区辻7丁目11番15号
債務者 皆川 雅雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩本 憲武
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月29日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月15日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第56号

北海道旭川市春光台3条3丁目5番11号、申立時の住所北海道旭川市神居4条8丁目2番3号
債務者 斉藤ゆかり

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井 将平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午後3時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月17日まで
旭川地方裁判所民事部

令和8年（フ）第571号

愛知県愛西市西保町北川原179番地145、住民票上の住所愛知県海部郡大治町大字北間島字宮西18番地 HFS大治1G（受任通知書上の旧住所：愛知県海部郡蟹江町本町十丁目70番地 桜花林105号）
債務者 今川 好和

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 恵美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月2日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月18日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第869号

大阪市西成区玉出西1丁目6番4号 コスモレジデンス 703号
債務者 宮澤 雅人

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柿原 学
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月2日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月18日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第48号

北海道旭川市東光8条6丁目5番16号 梅村貸家
債務者 菅原 修治

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小関 亜耶
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月1日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月24日まで
旭川地方裁判所民事部

令和7年（フ）第1448号

名古屋市中区吉津4丁目2301番地 グレイスRyu201号
債務者 柳川 稔

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梅村 明男
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月8日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第570号

名古屋市中区大須3丁目24番21号 ライオンズマンション大須912号
債務者 安井 源

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 真家 茂樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月8日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月24日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第44号

長野市若穂綿内7580番地5
債務者 下田 益義

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福田 公子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月9日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第656号

東京都狛江市中和泉5-3-20 サンアート106号、住民票上の住所川崎市麻生区王禅寺西7丁目23番2号
債務者 宮浦 準

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 和田 真美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月14日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年7月7日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第109号

岐阜県本巣市仏生寺884番地6 (高砂ハイッ 202号)、前住所岐阜県本巣市政田2492番地

債務者 梅田 祐美

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷山 珠理
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年7月7日まで
岐阜地方裁判所

令和8年(フ)第131号

岐阜市加納青藤町3丁目13番地1 (加納住宅B-1)、前住所福岡県直方市大字頓野1845番地1 SlowHand 壱番館208号、(前々住所)福岡県直方市上境2740番地2

債務者 阿保 吉弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 澤本 亘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年7月7日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第441号

静岡県沼津市小諏訪928番地の2 エスポワール305号室、前住所大阪府大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目1番1号

債務者 山口 直輝

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安本 晋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月10日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年7月9日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年(フ)第331号

札幌市東区北40条東5丁目2番10号 コーポ園210号

債務者 鈴木 浩

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井川 寿幸
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第414号

愛知県弥富市平島東2丁目127番地 ガーデン・シュティル A-205

債務者 田中 裕之

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長沼 寛之
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第1022号

大阪市西淀川区佃5丁目12番1-401号

債務者 浅田 知可

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 知美
- 4 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6252号

大阪市東淀川区北江口2丁目2番7-804号

債務者 芳谷 玲子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中島 和毅
- 4 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第1018号

大阪市浪速区日本橋4丁目2番21-1401号

債務者 馬壁 和也

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森田 拓士
- 4 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間****令和8年(フ)第4号**

愛知県豊橋市平川本町1丁目8番地の1

債務者 矢代奈緒美

- 1 決定年月日時 令和8年3月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和8年(フ)第71号

函館市谷地頭町26番6号

債務者 加賀 誠矢

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第111号

函館市富岡町1丁目55番20号

債務者 室井 遥

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第114号

函館市五稜郭町10番12号

債務者 吉川己喜夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第115号

函館市松陰町3番8号

債務者 佐藤 美花

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第118号

函館市富岡町1丁目59番1号

債務者 藤澤 恭幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで
函館地方裁判所

令和8年(フ)第135号

埼玉県所沢市大字下安松590番地の14

債務者 大場夢有人

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第175号

埼玉県川越市大字寺尾286番地12

債務者 永野 主浩

- 1 決定年月日時 令和8年3月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(フ)第334号

さいたま市浦和区北浦和5丁目1番6-202号

債務者 林 京佑

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第202号

北九州市戸畑区中原西2丁目2番21号

債務者 大石 義則

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第18号

函館市安浦町56-1、住民票上の住所函館市山の手2丁目30番12号
債務者 加賀谷 優

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで 函館地方裁判所

令和8年(フ)第70号

北海道二海郡八雲町落部292番地
債務者 藤田 龍次(旧姓山下)

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで 函館地方裁判所

令和8年(フ)第108号

函館市花園町35番3-402号
債務者 伊藤 一雄

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで 函館地方裁判所

令和8年(フ)第121号

北海道北斗市常盤2丁目2番18号 大河原様方
債務者 坂本 良子

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで 函館地方裁判所

令和8年(フ)第128号

函館市宮前町35番13号 コーポエイト202
債務者 秋田谷五月

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで 函館地方裁判所

令和8年(フ)第130号

函館市本通2丁目42番3号 ノースコート本通2 201
債務者 戸田 英恵

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで 函館地方裁判所

令和8年(フ)第9号

福岡県久留米市長門石2丁目10番51号 メゾンタイキ202号
債務者 吉富 翔一

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第37号

福岡県久留米市津福今町470番地8
債務者 古賀 和江(旧姓 青木)

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第68号

福岡県久留米市国分町1518番地1 ランドゥール久留米405号
債務者 治部田 諭

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第82号

福岡県久留米市上津町2029番地6 フロールパティオ202号
債務者 森光 隆将

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第95号

福岡県久留米市大石町339番地1、前住所福岡県福岡市博多区下呉服町9番8-503号 アクタス博多パークシティ
債務者 日高ひかる

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第96号

福岡県久留米市小森野4丁目3番17-101号
債務者 上野 晴菜(旧姓別府)

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで 福岡地方裁判所久留米支部

令和8年(フ)第261号

名古屋市千種区赤坂町2丁目74番地
債務者 井口多希子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第294号

名古屋市北区大曾根1丁目5番24号 ドミトリ-518 303号
債務者 湯口 達也

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第336号

名古屋市南区要町2丁目8番地の1 タウンBBS5C号
債務者 深川 幸吉

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第385号

名古屋市緑区南陵111番地 桶狭間荘2棟308号、従前の住所名古屋市緑区桶狭間清水山1930番地 グランシャリオ桂105号
債務者 大橋 雄一

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第400号

名古屋市港区港北町1丁目4番地 新港北荘T-9棟302号
債務者 山本幸江こと 裴 幸江

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第405号

名古屋市北区喜惣治1丁目239番地 メゾン
ドクリエ101号

債務者 柘植 紀弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第422号

名古屋市守山区守牧町30番地の2 グレイス
守牧302号、従前の住所愛知県春日井市六軒
屋町2丁目66番地 ミルティエユ201

債務者 宰務 留衣(旧姓池松)

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第424号

名古屋市中村区大正町2丁目52番地

債務者 鈴木 薫

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第459号

名古屋市中村区横前町121番地の1 横広ハ
イツ201号

債務者 桑原 龍二

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第460号

名古屋市中川区尾頭橋4丁目15番5号 レイ
ンポー山王802号、従前の住所愛知県春日井
市追進町3丁目128番地 プリミエール1・
T202号

債務者 森山 悠也

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第486号

名古屋市中川区吉津2丁目1706番地の4

債務者 東丸 ゆい(旧姓佐々木)

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第338号

埼玉県新座市栗原六丁目3番26号

債務者 町田 恵理

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第361号

さいたま市南区大字大谷口2305番地1 アド
バンスM-15 103

債務者 田中 美和

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第395号

埼玉県川口市大字小谷場1045番地の1 メゾ
ン朋泉421号

債務者 東 和美

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第410号

埼玉県戸田市中町2丁目13番13-706号

債務者 小田島悦子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第65号

岡山県倉敷市中畝1丁目4番26号 エクセ
レント中畝A棟102

債務者 富永 賢

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和8年(フ)第66号

横浜市旭区本村町94番地1 グランメールカ
ヤの木107号

債務者 杉立 恵一

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第98号

横浜市南区新川町1丁目2番地28 パークシ
ティ横浜吉野町303号

債務者 文 玲玲(WEN LING LIN
G)

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第157号

横浜市鶴見区矢向4丁目31番18-205号 グ
レイス鶴見

債務者 山本 隆博

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第179号

横浜市旭区桐が作1864番地1 桐が作テラス
5号棟

債務者 松岡 篤史

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第180号

神奈川県綾瀬市大上7丁目5番1-302号

債務者 香村 美羽

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第237号

横浜市港北区小机町1584番地 アネックス
203

債務者 日下 正博

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第294号

横浜市栄区飯島町1470番地 コーポタムコ102

債務者 畠山 和希

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第315号

横浜市戸塚区矢部町260番地 シャルムアマノ303号

債務者 藤本 理花(旧姓阪井)

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第333号

横浜市旭区川井本町35番地6

債務者 久保田美希

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第337号

神奈川県大和市下和田262番地 いちよう団地60-401

債務者 樋口 俊浩

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第338号

神奈川県海老名市杉久保北5丁目27番11-204号

債務者 塩崎 笑子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第377号

横浜市神奈川区三枚町259番地6

債務者 若林 大介

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第386号

横浜市金沢区六浦4丁目6番4-404号

債務者 藤間 裕子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第398号

横浜市保土ヶ谷区西谷町1089番地3 コンフォール横浜I 101号

債務者 寺田美恵子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第410号

横浜市青葉区市ケ尾町1169番地7 野村ステイツ市ケ尾110号

債務者 神田 敦

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第467号

横浜市旭区上白根町891番地 西ひかりが丘団地20街区7棟402号

債務者 大澤万寿子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第499号

横浜市戸塚区舞岡町3569 グリーンハイツ舞岡1-102、住民票上の住所横浜市港南区上永谷5丁目21番27号

債務者 久保 智子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第505号

横浜市中区扇町1丁目2番地2 G-1ビル3-1号室

債務者 守屋 陸

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第525号

横浜市瀬谷区宮沢1丁目66番地15

債務者 澤口 仁

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第570号

横浜市青葉区荏田町901番地32 サンハイム荏田102

債務者 齋藤 克史

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第201号

東京都町田市原町田2丁目7番20-605号

債務者 宮崎 陸

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第384号

東京都稲城市東長沼2443番地Ambition稲城301

債務者 金子 美樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第450号

東京都東村山市萩山町4丁目3番地25

債務者 邊見美央子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第323号

奈良県大和郡山市九条町1327番地1
債務者 松本 清香

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第335号

奈良市五条三丁目21番24—102号
債務者 南 恵子

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第393号

奈良県生駒郡三郷町立野南3丁目15番34号
(105号室)
債務者 黒木 敦士

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
奈良地方裁判所破産係

令和8年（フ）第10号

奈良市奈保町13番15号
債務者 松塚 典子

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
奈良地方裁判所破産係

令和8年（フ）第24号

奈良市北永井町475番地の2 サニーライフ
イトウ102号
債務者 松本 重男

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第312号

奈良県北葛城郡王寺町畠田5丁目22番4号
債務者 鈴木 諒介

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年（フ）第313号

奈良県北葛城郡王寺町畠田5丁目22番4号
債務者 鈴木 遥

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年（フ）第337号

奈良県宇陀郡御杖村大字菅野1382番地、前住
所三重県名張市つづじが丘南8番町57番地
債務者 小田 洋巳

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年（フ）第40号

奈良県香芝市関屋379番地2
債務者 梅田 隆司

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年（フ）第45号

奈良県橿原市北妙法寺町705番地 北妙法寺
団地1—201
債務者 森岡 寧見

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年（フ）第54号

奈良県香芝市穴虫840番地12
債務者 川上 大空

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年（フ）第73号

奈良県橿原市川西町102番地 県住C—13棟
302号
債務者 東野 人美

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和8年（フ）第13号

福岡県大牟田市小浜町45番地20 小浜県営住
宅 10棟304号
債務者 佐藤 京子

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年（フ）第2163号

東京都三鷹市牟礼3丁目7番13—205号
債務者 梶山美佐子

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第284号

東京都狛江市駒井町1丁目17番8号ハイムコ
マイ101
債務者 坪崎 佑太

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第355号

東京都八王子市平岡町11番10号ル・シェール
八王子206号
債務者 渡辺 友珠

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第389号

北海道旭川市神居7条3丁目1番3号
債務者 廣田 一生

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月24日午後1時30分

旭川地方裁判所民事部

令和8年（フ）第64号

北海道旭川市豊岡5条1丁目5番1-1205号
市住1205号

債務者 堀 美幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年7月9日午後1時20分

旭川地方裁判所民事部

令和8年（フ）第74号

北海道旭川市末広1条6丁目2番4号

債務者 春木知恵美

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月24日午後1時20分

旭川地方裁判所民事部

令和8年（フ）第1968号

東京都世田谷区南烏山6丁目27-9-302

債務者 友田亜香里

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2008号

東京都町田市三輪町78-2-205

債務者 古跡 知美

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2012号

東京都江東区南砂4丁目4-2-1202

債務者 稲葉ひろみ

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2013号

東京都足立区西竹の塚1丁目11-2-704

債務者 染井 優奈

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2037号

東京都練馬区豊玉南1丁目3-1-417

債務者 一条 信彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2040号

東京都品川区戸越3丁目7-20

債務者 尾花 俊哉

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2042号

東京都足立区西新井5丁目41-1、住民票上の住所東京都足立区西新井3丁目4-23

トーキョーベータ大師前2 105

債務者 堀内 柚李

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2043号

東京都中野区南台4丁目49-9-202

債務者 南保 隆人

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2069号

東京都豊島区東池袋2丁目22-1-1101

債務者 日下 幹夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2075号

東京都葛飾区お花茶屋3丁目26-5 メゾン

ヴェールN III201号

債務者 大内 雅友

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2076号

東京都中野区若宮3丁目9-5

債務者 須田 勝之

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2078号

東京都豊島区目白4丁目16-14-102

債務者 渡邊 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2080号

東京都江戸川区北小岩4丁目36-3-201

債務者 岡崎 喜子

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2087号

東京都足立区梅田2丁目7-10-203
債務者 田澤 絵美

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2089号

東京都世田谷区松原3丁目38-15 T O P 明
大前N O . 3 533

債務者 田辺 一成

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2090号

東京都江戸川区鹿骨5丁目31-3
債務者 高橋美奈子

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2116号

東京都墨田区京島3丁目20-4-304
債務者 上代恵美子

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2124号

東京都江戸川区鹿骨1丁目25-20 ディアフ
ラットカハシA205

債務者 佐賀 里美

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2130号

東京都品川区荏原6丁目12-13-302

債務者 比嘉佑太郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2157号

東京都武蔵野市吉祥寺南町3丁目18-7-201

債務者 岩切 健五

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2160号

東京都板橋区大谷口北町50-6-501

債務者 小林 悠紀

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2163号

東京都練馬区関町南4丁目8-2

債務者 矢部 政男

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月26日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1264号

大阪市東淀川区小松2丁目6番9号 ガル
デ・アンスケレ 503号

債務者 藤井 俊介

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月16日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第1336号

大阪市淀川区西三国4丁目10番8-408号

債務者 大野 政司

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月19日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第1370号

大阪市此花区高見1丁目4番56-303号、前
住所大阪市西淀川区姫里2丁目1番4号 グ
ランパシフィック姫里 503号室

債務者 神野 遥香

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月16日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第2045号

東京都新宿区中井2丁目12-3 三澤マン
ション 5号

債務者 小森美貴華

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月2日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2081号

東京都板橋区東新町1丁目1-9-808

債務者 松村 優菜

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月2日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2082号

東京都練馬区南大泉6丁目9-11-201

債務者 鈴木真こと 南 真成

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月2日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2083号

東京都文京区白山2丁目6-6-305

債務者 小濱 貴良

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月2日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2088号

東京都足立区竹の塚4丁目11-3-501

債務者 山岸 利広

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月2日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2125号

東京都足立区西保木間1丁目6-14-202

債務者 杉田 響

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月2日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2127号

東京都北区赤羽北3丁目9-3-405

債務者 仮屋恵美子

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月2日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2086号

東京都練馬区高松6丁目11-12-303

債務者 吉田 健

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月9日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1163号

東京都品川区荏原3丁目8-7-711

債務者 前蘭奈緒子(旧姓大沼)

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年6月11日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月11日午後3時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2085号

東京都江東区辰巳1丁目10-86-1016

債務者 黒澤 玲子

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年6月16日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第577号

大阪府東大阪市新庄2丁目4番7-201号

債務者 津村 綾乃

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月16日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続廃止及び免責許可決定**令和7年（フ）第2390号**

名古屋市中区新栄1丁目49番6号 KDX千早レジデンス1005号、従前の住所愛知県碧南市天王町5丁目2番地

破産者 梶川 直樹

- 1 決定年月日 令和8年3月31日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和7年（フ）第504号**

大阪市西成区南津守4丁目1番55号

破産者 有限会社松本鉄工所

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月8日午後2時
令和8年3月27日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年（フ）第2773号

名古屋市熱田区六番2丁目1番25号 ファミール六番303号

破産者 森 政幸

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月24日午後2時20分
令和8年3月31日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第4114号

大阪市北区天神橋1丁目11番4-603号

破産者 吉田 康雄

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月11日午後1時40分
令和8年3月31日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1980号

札幌市手稲区富丘3条2丁目10番8号 レジオンドヌール2D号

破産者 CLAYTON RUBEN EDWARD

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月15日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月24日午前11時15分
令和8年3月31日
札幌地方裁判所民事第4部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年（フ）第6374号

大阪市阿倍野区阪南町1丁目25番9号

破産者 前川 義秋

- 異議申述期間 令和8年5月26日まで
令和8年3月31日
大阪地方裁判所第6民事部

特別清算終結**令和7年（ヒ）第2104号**

東京都葛飾区水元3丁目14番15号

清算株式会社 株式会社八潮管財

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（ヒ）第8号

岡山市北区吉宗688番地4

清算株式会社 株式会社プログレッソ

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（ヒ）第19号

徳島県吉野川市山川町川田198番地

清算株式会社 株式会社吉田商店

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

令和7年（ヒ）第21号

徳島市南島田町3丁目68番地1

清算株式会社 株式会社MT商事

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

令和7年（ヒ）第11号

香川県高松市川島本町420番地2

清算株式会社 株式会社多田会館

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所民事部

令和7年（七）第6号

大分市大字佐野744番地の1
清算株式会社 佐野工業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第1部

令和7年（七）第2号

鹿児島県霧島市国分下井2988番地
清算株式会社 株式会社稲満会

- 1 決定年月日 令和8年3月30日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所加治木支部

特別清算協定認可**令和7年（七）第2082号**

東京都中央区日本橋富沢町9番10号稲村ビル
7階

清算株式会社 株式会社エステーホーム
代表清算人 島村 勉

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 次の協定を認可する。

協定**第1 通則**

- 1 利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、一切の利息及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
- 2 弁済の場所及び端数の処理

協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。なお、割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

第2 協定債権額の確認

清算株式会社及び協定債権者は、本債権者集会時における各協定債権者の協定債権額（ただし、特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金を除く）が別紙記載のとおりであることを確認する。

第3 協定債権の弁済

- 1 一般協定債権の定義
一般協定債権とは、協定債権のうち優先協定債権に該当しないものをいう。

2 優先協定債権の定義

優先協定債権とは、協定債権のうち三井ホームエンジニアリング株式会社（以下「優先協定債権者」という。）が清算株式会社に対して有する債権をいう。

3 優先協定債権の弁済

清算株式会社は、優先協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から1か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を弁済原資として、優先協定債権の全額を弁済する。

4 一般協定債権の弁済

清算株式会社は、各一般協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定し、清算株式会社が全財産の換価が終了した日から1か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を弁済原資として各一般協定債権者が有する協定債権のうち元本に相当する額に按分して弁済する。

5 免除

各協定債権者は、前2項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

6 追加弁済

第3項及び第4項の規定による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された時は、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各一般協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、各一般協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

7 債権の移転時の取扱い

本債権者集会日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（七）第1号

兵庫県尼崎市武庫元町2丁目16番12号
清算株式会社 株式会社A S M管理

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 本件協定を認可する。

協定**第1 定義**

本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。

本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。

- 第2 優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。

第3 一般条項**1 権利の変更**

各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。

2 調整条項

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。

この場合において、協定債権者が前記1の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。

3 債権者変更の場合の取扱い

特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。

（別表省略）

神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年（七）第2号

兵庫県尼崎市武庫元町2丁目16番12号
清算株式会社 明日香食品株式会社

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 本件協定を認可する。

協定**第1 定義**

本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公

租公課等）、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。

本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。

- 第2 優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。

第3 一般条項**1 権利の変更**

協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。

2 調整条項

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。

この場合において、協定債権者が前記1の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。

3 債権者変更の場合の取扱い

特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。

（別表省略）

神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年（七）第3号

兵庫県尼崎市武庫元町2丁目16番12号
清算株式会社 株式会社モンマルシェ商事

- 1 決定年月日 令和8年3月27日
- 2 主文 本件協定を認可する。

協定**第1 定義**

本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。

本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。

第2 優先債権及び費用請求権に対する弁済一般の優先債権及び特別清算の手續に関する費用請求権は、随時支払う。

第3 一般条項

1 権利の変更

協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。

2 調整条項

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。

この場合において、協定債権者が前記1の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。

3 債権者変更の場合の取り扱い

特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。

(別表省略)

神戸地方裁判所尼崎支部

再生手續開始

令和8年(再)第1号

福岡県飯塚市本町4番22号
再生債務者 株式会社千鳥屋本家(旧商号 有限会社千鳥屋本家)

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後4時
- 2 主文 再生債務者について再生手續を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年5月15日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和8年6月19日から令和8年7月3日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再)第2号

福岡県飯塚市本町4番21号
再生債務者 株式会社千鳥屋本家

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後4時
- 2 主文 再生債務者について再生手續を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年5月15日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和8年6月19日から令和8年7月3日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再)第3号

福岡市中央区鳥飼2丁目3番6号
再生債務者 有限会社一実

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後4時
- 2 主文 再生債務者について再生手續を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年5月15日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和8年6月19日から令和8年7月3日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再)第4号

福岡県飯塚市新飯塚6番23号
再生債務者 株式会社チロリアン

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後4時
- 2 主文 再生債務者について再生手續を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年5月15日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和8年6月19日から令和8年7月3日まで

福岡地方裁判所第4民事部

再生債権の特別調査期間

令和7年(再)第1号

山口県下関市東大和町2丁目15番10号
再生債務者 株式会社ほんぼ
特別調査期間 令和8年4月13日から令和8年4月27日まで

令和8年3月30日 山口地方裁判所下関支部

小規模個人再生による再生手續開始

令和8年(再イ)第5号

釧路市双葉町5番21号
再生債務者 佐藤 英樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月12日まで

釧路地方裁判所民事部

令和8年(再イ)第15号

埼玉県鴻巣市笠原1628番地4(旧住所 東京都新宿区新宿6丁目19番2号 新宿サンライズマンション 101)

再生債務者 渡邊 敦

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月14日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和8年(再イ)第30号

埼玉県桶川市大字坂田1523番地の31
再生債務者 竹下 直也

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月12日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和8年(再イ)第38号

千葉県船橋市馬込町818番地9
再生債務者 平田 一成

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月19日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(再イ)第27号

大阪府和泉市黒鳥町一丁目13番4号(事業所所在地)大阪府和泉市伏屋町5丁目11番1 ビレッジハウス伏屋1-204
再生債務者 タナカ建創こと 田中 修司

- 1 決定年月日時 令和8年3月27日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月1日から令和8年5月15日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第263号

横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘2丁目11番5号
再生債務者 青山 大作

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年5月18日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和8年(再イ)第8号

横浜市泉区中田東4丁目59番40-208号
再生債務者 田邊ちかさ

- 1 決定年月日時 令和8年3月30日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月11日から令和8年5月18日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和8年(再イ)第49号

大阪市城東区諏訪4丁目20番25号
再生債務者 濱田 魁

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月15日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第26号

仙台市青葉区土樋1丁目4番20-105号
再生債務者 霜山 恵美

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月12日から令和8年5月26日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第274号

横浜市中区日ノ出町1丁目76番地1 インベリアル横浜パークサイド801号室
再生債務者 鈴木早紀(旧姓中尾)

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月12日から令和8年5月19日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和8年(再イ)第7号

静岡県富士市中里1321番地の2 アイリスハイム102号

再生債務者 望月 一輝

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月15日まで

静岡地方裁判所富士支部破産係

令和8年(再イ)第26号

大阪府泉大津市尾井千原町3番5-102号

再生債務者 Bet Netこと 馬場 範夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月19日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和8年(再イ)第6号

宮城県角田市尾山字大門32番地2

再生債務者 齋藤 忠一

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月13日から令和8年5月27日まで

仙台地方裁判所大河原支部

令和8年(再イ)第5号

金沢市天神町1丁目17番26号

再生債務者 松崎 浩陽

- 1 決定年月日時 令和8年4月1日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月20日まで

金沢地方裁判所民事部

小規模個人再生による書面決議に付する決定**令和7年(再イ)第217号**

神奈川県茅ヶ崎市中海岸3丁目10番30号

再生債務者 堀江 達也

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月13日まで

令和8年3月30日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第151号

神奈川県綾瀬市落合南4丁目13番39号

再生債務者 山下 英一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月14日まで

令和8年3月31日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第238号

神奈川県綾瀬市落合南4丁目13番39号

再生債務者 山下 清心

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月14日まで

令和8年3月31日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第246号

横浜市旭区左近山1186番地11 左近山団地6

街区1棟501号

再生債務者 海老子川速水

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月15日まで

令和8年4月1日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第252号

神奈川県大和市下鶴間2769番地7

再生債務者 平田 佳子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月15日まで

令和8年4月1日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第205号

千葉県市川市香取2丁目10番3-506号 (ソ

シアル行徳)

再生債務者 三浦 友

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月17日まで

令和8年3月31日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第236号

千葉市中央区浜野町1175番地6

再生債務者 山下 博嗣

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月30日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月17日まで

令和8年3月31日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第120号

仙台市太白区鉤取4丁目3番12号

再生債務者 大友伸太郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月23日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月22日まで

令和8年4月1日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第157号

仙台市青葉区米ヶ袋2丁目1番38号アビタシ

オン米ヶ袋108 (従前の住所) 仙台市宮城野

区銀杏町11番13号102

再生債務者 木村 允哉

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月22日まで

令和8年4月1日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第121号

東京都福生市大字福生1099番地7

再生債務者 藤倉 到

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月13日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月22日まで

令和8年4月1日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第129号

東京都立川市一番町2丁目35番地の6

再生債務者 渡部 大河

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月16日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月22日まで

令和8年4月1日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第25号

岐阜県多治見市笠原町4024番地の391

再生債務者 加藤 修一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月30日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月22日まで

令和8年4月1日

岐阜地方裁判所多治見支部

令和8年(再イ)第2号

岐阜県高山市国府町字津江1405番地1

再生債務者 佐藤 努

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月22日まで

令和8年4月1日

岐阜地方裁判所高山支部再生係

令和8年(再イ)第8号

大阪市西区鞆本町3丁目10番21-425号

再生債務者 上原 大輝

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月22日まで

令和8年3月31日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第91号

大阪府岸和田市野田町2丁目18番5-102号

再生債務者 井出 千秋

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月24日まで

令和8年3月27日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第93号

大阪府泉南郡熊取町小垣内4丁目927番地の2
再生債務者 ファーストクラスこと 山田 佳久

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月24日まで
令和8年3月27日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和8年(再イ)第1号

大阪府岸和田市荒木町1丁目27番6-203号
再生債務者 片山 優美

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月27日まで
令和8年3月30日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第308号

北海道江別市大麻宮町4番地 大麻宮町団地14号棟103号
再生債務者 高野 祐生

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月28日まで
令和8年3月31日
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第312号

札幌市西区平和3条7丁目1番10号
再生債務者 阿部 功

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月23日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月28日まで
令和8年3月31日
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第441号

大阪府吹田市穂波町7番30-201号
再生債務者 久野 栄二

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月30日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月28日まで
令和8年3月31日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第463号

大阪市西区立売堀4丁目9番9-1003号
再生債務者 木村幸次朗

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月23日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月28日まで
令和8年3月31日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第59号

岡山県小田郡矢掛町横谷1620番地
再生債務者 森 正

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月13日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4月21日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月21日まで
令和8年3月31日 岡山地方裁判所倉敷支部

**給与と所得者等再生による再生
手続開始**

令和8年(再口)第2号

埼玉県上尾市小泉六丁目2番地3
再生債務者 稲葉 圭

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与と所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月21日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月14日まで
さいたま地方裁判所第3民事部

令和8年(再口)第1号

静岡県藤枝市田中1-2-5 レオパレスラフイーネ田中201号室
再生債務者 野母 武史

- 1 決定年月日時 令和8年3月31日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与と所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年5月7日から令和8年5月15日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

**給与と所得者等再生による再生
計画認可**

令和7年(再口)第16号

神奈川県藤沢市片瀬3丁目9番18号
再生債務者 竹鼻 浩

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年3月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年3月30日
横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再口)第4号

福岡県久留米市三潯町玉満4007番地1 グリーンコート202号
再生債務者 橋内 大輔

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年3月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年3月30日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和8年(チ)第3号

栃木県小山市西城南2丁目22番地1
申立人 鮎川 弥生
住所・居所 不明
(最後の住所) 茨城県石岡市府中3丁目4番14号 梅泉壮8号室

所在等不明共有者 松本 廣政
届出期間満了日 令和8年8月3日
令和8年3月30日

宇都宮地方裁判所栃木支部

(別紙) 物件目録

所在 小山市西城南二丁目
地番 22番28
地目 宅地
地積 102.54平方メートル

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判がされることとなります。

令和8年(チ)第4号

広島市安佐北区口田南3丁目7番37-8号
申立人 尾崎 誉
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 長野市大字南堀628番地

所在等不明共有者 藤村 里子
届出期間満了日 令和8年7月30日

令和8年3月30日 広島地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 山県郡北広島町都志見字一夜城
地番 11030番37
地目 山林
地積 267平方メートル
所在等不明共有者の持分 2分の1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年(チ)第2号

大阪府羽曳野市島泉9丁目8番16-206号サン・ビーブル
申立人 本田 貴之
住所・居所 不明

(亡長岡伸一最後の住所) 大阪府羽曳野市古市2丁目13番13号

所有者 亡長岡伸一相続財産
届出期間満了日 令和8年5月25日

令和8年3月30日 大阪地方裁判所堺支部

(別紙) 物件目録

- 1 所在 羽曳野市古市二丁目
地番 217番3
地目 宅地
地積 51.42平方メートル
所在 羽曳野市古市二丁目 217番地3
家屋番号 217番3
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 29.81平方メートル
2階 26.49平方メートル

令和 8 年 (子) 第 1 号

愛媛県南宇和郡愛南町一本松108番地2
申立人 二神 功一
住所・居所 不明
住所・居所 不明
(最後の住所) 愛媛県南宇和郡一本松3566番地
所有者 高田 治
届出期間満了日 令和 8 年 5 月30日
令和 8 年 3 月30日

松山地方裁判所宇和島支部

1 土地

(1) 所在 南宇和郡愛南町一本松
地番 106番1
地目 畑
地積 323平方メートル
(2) 所在 南宇和郡愛南町一本松
地番 106番3
地目 宅地
地積 42.94平方メートル
(3) 所在 南宇和郡愛南町一本松
地番 107番1
地目 宅地
地積 67.68平方メートル

2 建物
所在 南宇和郡愛南町一本松107番地1、106番地3
家屋番号 107番1
種類 倉庫
構造 鉄骨造スロートぶき平家建
床面積 73.76平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてくださいます。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和 8 年 (子) 第 3 号

神戸市垂水区坂上4丁目2番27号
申立人 三宅 悦子
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 小田郡矢掛町浅海67番邸
所有者 三宅右衛門
届出期間満了日 令和 8 年 5 月25日
令和 8 年 3 月30日 岡山地方裁判所倉敷支部

(別紙) 物件目録

所在 小田郡矢掛町浅海字田鶴
地番 993番
地目 宅地
地積 80.40平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてくださいます。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和 8 年 (子) 第 5 号

石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1
申立人 羽咋郡志賀町長 稲岡健太郎
住所・居所 不明
(最後の住所) 金沢市松島2丁目238番地(セブリー松島・111号)
(登記簿上の住所) 金沢市玉鉾2丁目422番地
不明所有者 七柴田澄江相続財産
届出期間満了日 令和 8 年 5 月29日
令和 8 年 3 月30日 金沢地方裁判所七尾支部

(別紙) 物件目録

- 1 所在 羽咋郡志賀町富来地頭町七 1番地
家屋番号 1番
種類 店舗
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建
床面積 1階 103.30平方メートル
2階 84.29平方メートル
3階 13.22平方メートル
地下1階 49.58平方メートル

会社の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することをいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和 8 年 4 月 9 日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階
(甲) 合同会社カーリー
代表社員 小口 裕太

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号VORT秋葉原IV二階
(乙) 合同会社ナマキリー
代表社員 小口 裕太

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することをいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和 8 年 3 月 17 日

掲載頁 一一九頁(号外第五十四号)

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和 8 年 4 月 9 日

大阪府池田市神田四丁目一番号四号

(甲) ライム株式会社
代表取締役 村井 安一

滋賀県湖南市下田四一七三番一五
(乙) 有限会社竜王建設
代表取締役 村井 朝一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することいたしました。効力発生日は令和 8 年 6 月 1 日であり、各社の社員総会の承認決議は令和 8 年 5 月 1 日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和 8 年 4 月 9 日

熊本市中央区新屋敷三丁目四番一三号

(甲) 合同会社 LAMBBO
代表社員 大塚 修央

熊本市中央区新屋敷三丁目四番一三号
(乙) 合同会社 EARNEST
代表社員 大塚 修央

熊本市中央区新屋敷三丁目四番一三号
(丙) 合同会社 BLESS
代表社員 大塚 修央

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継することいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和 8 年 4 月 9 日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号
(甲) 鯉キャピタル合同会社
代表社員 金谷 正文

東京都港区赤坂二丁目一五番一五〇三三三三号
(乙) 合同会社 A1 会計推進部
代表社員 塩野 裕己

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の産業廃棄物の処分業及び収集運搬業並びにそれらに付随する事業を除くすべての事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継することいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和 8 年 4 月 9 日

愛知県知多郡武豊町字平井五丁目五五番地
(甲) 株式会社五常相建
代表取締役 相川 政則

愛知県知多郡武豊町字平井五丁目五五番地
(乙) 有限会社 五相相建
代表取締役 相川 政則

新設分割公告

当法人は、新設分割により新設する医療法人藍岐会（住所岐阜県岐阜市鹿島町三丁目四番地一）に対して当法人の江崎医院及びすみれ医院が診療所として行っている業務に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。この新設分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。令和八年四月九日 名古屋市西区浅間一丁目一番四号伊藤ビル 二F 医療法人リリア会 理事長 丹羽 靖浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年四月九日 群馬県沼田市戸鹿野町八二九番地四 合同会社プレワン 代表社員 戸澤 辰也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年四月九日 東京都江東区枝川二丁目六番一五号コート・ファミリア一〇四 合同会社Abundance 代表社員 桂田 洗平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。効力発生日は令和八年五月二十三日であり、組織変更後の商号は株式会社A Iパートナーズとします。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年四月九日 東京都渋谷区広尾一丁目二番地一号ヒカリビル四階 合同会社DelightCore 代表社員 田邊 翔平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年四月九日 東京都大田区西蒲田七丁目二番一〇号ニックハイム西蒲田一〇五 mプレミアム合同会社 代表社員 袴田 龍太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年四月九日 東京都渋谷区広尾一丁目八番九号 ユニエステート合同会社 代表社員 片山 智

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和八年四月九日 沖縄県宮古島市城辺字福里六二七番地四 合同会社基商 代表社員 藤原 雅弘

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。令和八年四月九日 宮城県仙台市泉区松森字台二二番地の一 有限会社カム・アソシエイツ 代表取締役 千葉 光江

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百五十万一千二百円減少し九百五十万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年五月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年三月三十一日に終了しております。

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありません。令和八年四月九日 東京都千代田区神田和泉町一番地六一一六 株式会社Z E K K E I E n t e r t a i n m e n t 代表取締役 河村 悠太

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況ですが、当社に確定した最終事業年度はありません。令和八年四月九日 秋田県鹿角市花輪字柴内太田谷地十一番地 二 株式会社K U R I H A S H I H o l l 代表取締役 栗橋 竹弘

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありません。令和八年四月九日 栃木県那須烏山市田野倉七七九番地一 株式会社A Y A L A ホールディングス 代表取締役 中村 恵之

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありません。令和八年四月九日 栃木県那須烏山市田野倉七七九番地一 株式会社A Y A L A ホールディングス 代表取締役 中村 恵之

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありません。令和八年四月九日 沖縄県浦添市牧港五丁目三番二号 株式会社E G M 代表取締役 上地 啓太

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。金融商品取引法による有価証券報告書提出済 令和八年四月九日 東京都港区六本木七丁目七番七号 株式会社ケイファーマ 代表取締役 福島 弘明

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社に確定した最終事業年度はありません。令和八年四月九日 静岡県駿河区敷地二丁目二六番二八号 23ホールディングス株式会社 代表取締役 海野 洋平

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。掲載紙 官報 掲載の日付 令和八年四月一日 掲載頁 七十六頁（号外第七十八号） 令和八年四月九日 沖縄県浦添市牧港五丁目三番二号 株式会社E G M 代表取締役 上地 啓太

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。掲載紙 官報 掲載の日付 令和八年四月一日 掲載頁 七十六頁（号外第七十八号） 令和八年四月九日 沖縄県浦添市牧港五丁目三番二号 株式会社E G M 代表取締役 上地 啓太

組織変更公告

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。掲載紙 官報 掲載の日付 令和八年四月一日 掲載頁 七十六頁（号外第七十八号） 令和八年四月九日 沖縄県浦添市牧港五丁目三番二号 株式会社E G M 代表取締役 上地 啓太

資本金及び準備金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.mtl.co.jp/koukoku>

令和八年四月九日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

株式会社イーグル

代表取締役 吉田 旭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億円、資本準備金の額を十五億一千万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月九日

大阪府中央区内平野町二丁目二番七号

昭和外資・ホールディングス株式会社

代表取締役 家路 圭一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月二十四日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年五月十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年四月九日

東京都多摩市鶴牧一丁目一番地一四〇一

ジーコート二F一 株式会社テクサー

代表取締役 朱 強

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月九日

埼玉県富土見市大字鶴馬二六〇八番地七

株式会社渡辺住研

代表取締役 渡邊 毅人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年四月九日
 東京都品川区大崎一丁目二〇番一六号
 株式会社ジー・ミック
 代表取締役 高橋 実里

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月九日

東京都渋谷区猿樂町一八番一二号

株式会社山田平安堂

代表取締役 山田 健太

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月九日

東京都千代田区紀尾井町四番一五号

大谷開発株式会社

代表取締役 大谷 裕子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月九日

東京都新宿区新宿二丁目一八番五号

株式会社コーシン・ハウスケアリング

代表取締役 池谷 成海

限定承認公告

本籍東京都文京区本駒込五丁目三四一番地、最後の住所東京都文京区千石四丁目四二番七号SKYハイツ二〇一

被相続人 亡 飯 邦彦

右被相続人は推定令和七年五月十二日死亡し、その相続人は令和八年三月三十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年四月九日

東京都港区西新橋一丁目六番一〇号アイオ

エーダ法律事務所

限定承認者 佐々木タイ子

代理人弁護士 藤田 宏

限定承認公告

本籍岐阜県岐阜市加納愛宕町一八番地三二、最後の住所大阪府大阪市西成区萩の茶屋二丁目五番二号明光マンション一〇七号

被相続人 亡 足立 智広

右被相続人は令和七年十二月末頃死亡し、その相続人は令和八年三月三十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年四月九日

岐阜市美江寺町一丁目五番地岐阜北青色会館三階北西号室

限定承認者足立ヤヨイ

代理人弁護士 尾本 大朗

限定承認公告

本籍沖縄県南城市知念字久高一八〇番地、最後の住所沖縄県南城市知念字久高二三一番地二一

被相続人 亡 西銘 潔

右被相続人は令和七年八月一日死亡し、その相続人は令和八年三月三十日那覇家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年四月九日

沖縄県南城市知念字久高二三一番地二一

相続財産清算人 西銘 恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十三億三千五百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社の最終の貸借対照表の開示状況は次の通りです。

<https://www.kaikei-home.com/axexg/0112/index.html>

令和八年四月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

Eagle Holding 特定目的会社

取締役 高橋 法彦

債権申出の催告 (第一回)

当会規約型企業年金は、令和八年一月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当会規約型企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和八年四月九日

山形県鶴岡市下山添字庄南一番地二

榎引農村工業農業協同組合連合会規約型

確定給付企業年金

清算人 遠藤 正之

債権申出の催告 (第一回)

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年四月九日

石川県羽咋市寺家町レ三七番地九

EIZOエムエス株式会社

規約型確定給付企業年金清算人 千田 武詩

債権申出の催告 (第三回)

当社規約型企業年金は、令和八年三月十一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載(令和八年四月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年四月九日

新潟県新潟市東区紫竹七丁目二番一五号

株式会社キュービット

規約型確定給付企業年金清算人 若槻 良宏

取消公告

令和七年七月二十五日(号外第一七〇号)掲載の吸収分割公告及び決算公告(枠組)中、吸収分割公告のみを取消します。

令和八年四月九日

大阪市北区西天満四丁目一番三三三号

(甲) 株式会社ISEIKA I

代表取締役 谷 信幸

大阪市北区西天満四丁目一番二二三号

(乙) インテリジェントヘルスケア株式会社

代表取締役 谷 信幸